

## 建設工事における工事費内訳書の提出について

平成26年6月4日付けで「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）」が改正され、平成27年4月1日以降、建設業者は公共工事の入札の際に、入札金額の内訳書（以下「工事費内訳書」という。）の提出が義務付けられました。

つきましては、本市では、平成27年4月1日以降に発注する入札案件について、次のとおり工事費内訳書の提出を求めるとします。

### 1 対象

平成27年4月1日以降に入札公告又は指名通知を行い、入札を行う予定価格130万円以上の建設工事（※1）

※1 随意契約の場合を除きます。

### 2 提出方法

原則、岐阜県市町村共同電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）にて、入札公告又は指名通知で指定する日時までに入札書と併せて工事費内訳書の電子データを上下水道事業政策課契約係あて提出してください。（※2）

※2 電子入札システムの使用が出来ない場合は、紙により提出していただきます。

### 3 工事費内訳書の作成

- （1）工事費内訳書の様式については、電子入札システムに仕様書と共に電子データを掲載しています。（※3）
- （2）工事費内訳書の作成方法は、岐阜市上下水道事業部ホームページの記入例をご参照ください。

※3 様式については、掲載データをお使いください

### 4 その他

入札の結果、低入札価格調査及び高落札率入札調査の対象となった場合や、工事請負契約約款の規定に基づき、発注者が必要と認めた場合は、別途、詳細な工事費内訳書の提出を求めることがあります。

また、工事費内訳書の内容に不備がある場合は、当該工事費内訳書を提出した者の入札を無効とすることがあります。